

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する
規則の制定について

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市総合教育センター」の次に「、川崎市学校給食センター」を加える。

第4条の表図書館の項第7号中「図書館協議会」を「川崎市社会教育委員会議図書館専門部会」に改め、同表日本民家園の項第7号中「日本民家園協議会」を「川崎市社会教育委員会議日本民家園専門部会」に改め、同表青少年科学館の項第8号中「青少年科学館協議会」を「川崎市社会教育委員会議青少年科学館専門部会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育機関事務分掌規則 平成3年7月24日教委規則第4号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、川崎市教育委員会の所管に属する教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、川崎市総合教育センター、<u>川崎市学校給食センター</u>及び指定管理者に管理を行わせる教育機関を除く。）の内部組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(第2条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌) 第4条 教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。 教育文化会館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 教育文化会館分館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 市民館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 市民館分館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 図書館 (1) 館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎図書館、中原図書館及び高津図書館に限る。）。</p>	<p>○川崎市教育機関事務分掌規則 平成3年7月24日教委規則第4号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、川崎市教育委員会の所管に属する教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、川崎市総合教育センター及び指定管理者に管理を行わせる教育機関を除く。）の内部組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(第2条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌) 第4条 教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。 教育文化会館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 教育文化会館分館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 市民館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 市民館分館 (1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること。 図書館 (1) 館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎図書館、中原図書館及び高津図書館に限る。）。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供、講演等の開演その他の奉仕活動に関する事。</p> <p>(4) 自動車文庫の運営に関する事（宮前図書館に限る。）。</p> <p>(5) 図書館オンライン・システムの管理及び運営に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>(6) 他の図書館その他の関係機関との協力に関する事。</p> <p>(7) <u>川崎市社会教育委員会議図書館専門部会</u>に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>(8) 図書館相互間の連絡調整に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>図書館分館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関する事（柿生分館に限る。）。</p> <p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供その他の奉仕活動に関する事。</p> <p>(4) 他の図書館その他の関係機関との協力に関する事。</p> <p>日本民家園</p> <p>(1) 園の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 園の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 古民家の復原、保存等に関する事。</p> <p>(4) 古民家等に係る調査研究に関する事。</p> <p>(5) 研究報告その他の資料の刊行に関する事。</p> <p>(6) 古民家等に関する講演会、研究会等の開催に関する事。</p> <p>(7) <u>川崎市社会教育委員会議日本民家園専門部会</u>に関する事。</p> <p>青少年科学館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) プラネタリウムの投影に関する事。</p> <p>(4) 科学に関する調査研究並びに資料等の収集、保管及び展示に関する事。</p> <p>(5) 科学に関する実験、実習等の指導に関する事。</p> <p>(6) 科学に関する講演会、研究会等の開催に関する事。</p>	<p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供、講演等の開演その他の奉仕活動に関する事。</p> <p>(4) 自動車文庫の運営に関する事（宮前図書館に限る。）。</p> <p>(5) 図書館オンライン・システムの管理及び運営に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>(6) 他の図書館その他の関係機関との協力に関する事。</p> <p>(7) <u>図書館協議会</u>に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>(8) 図書館相互間の連絡調整に関する事（中原図書館に限る。）。</p> <p>図書館分館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関する事（柿生分館に限る。）。</p> <p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供その他の奉仕活動に関する事。</p> <p>(4) 他の図書館その他の関係機関との協力に関する事。</p> <p>日本民家園</p> <p>(1) 園の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 園の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) 古民家の復原、保存等に関する事。</p> <p>(4) 古民家等に係る調査研究に関する事。</p> <p>(5) 研究報告その他の資料の刊行に関する事。</p> <p>(6) 古民家等に関する講演会、研究会等の開催に関する事。</p> <p>(7) <u>日本民家園協議会</u>に関する事。</p> <p>青少年科学館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 館の市税外収入に関する事。</p> <p>(3) プラネタリウムの投影に関する事。</p> <p>(4) 科学に関する調査研究並びに資料等の収集、保管及び展示に関する事。</p> <p>(5) 科学に関する実験、実習等の指導に関する事。</p> <p>(6) 科学に関する講演会、研究会等の開催に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(7) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の援助に関する こと。</p> <p>(8) <u>川崎市社会教育委員会議青少年科学館専門部会</u>に関する こと。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(7) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の援助に関する こと。</p> <p>(8) <u>青少年科学館協議会</u>に関する こと。</p> <p>(以下 略)</p>